

付録2

昭和57年度において講じようとする公害防止に関する主要施策

昭和57年5月

大 阪 府

目 次

第1章 基本的施策	413
第1節 公害防止と環境保全の基本計画等	413
1 環境総合計画・公害防止計画の策定及びその推進	413
2 環境影響評価の制度化等	413
3 公害防止条例等の整備	414
第2節 土地利用の適正化に関する施策	414
1 工場の適正配置及び集団化の促進	414
2 土地利用における公害防止の配慮	414
3 土地利用調査の実施	415
第2章 公害防止の諸施策	416
第1節 大気汚染対策	416
1 法律・条例に基づく規制	416
2 大気汚染にかかる環境保全対策の推進	416
3 大気汚染現況調査等の実施	417
4 光化学スモッグ対策の推進	417
5 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施	418
第2節 水質汚濁対策	419
1 法律・条例に基づく規制等	419
2 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の推進	419
3 大阪湾の富栄養化防止対策の実施	419
4 下水道整備の推進	420
5 水質汚濁の常時監視	420
6 淀川環境モニタリング事業の実施	421
7 河川浄化事業の実施	421
8 河川の管理等	421

9 河川環境の整備	421
10 港湾環境の整備	422
第3節 騒音・振動対策	422
1 法律・条例に基づく規制	422
2 近隣騒音対策の推進	422
3 低周波空気振動調査の実施等	422
第4節 自動車公害対策	422
1 自動車排出ガス対策の推進	422
2 自動車騒音・道路交通振動対策の推進	423
第5節 航空機公害対策	424
1 大阪国際空港航空機公害対策の推進	424
2 大阪国際空港周辺整備機構に対する助成	425
第6節 地盤沈下対策	425
1 法律・条例に基づく規制	425
2 地盤沈下状況の調査の実施	425
3 都市河川地盤沈下対策事業の実施	425
4 工業用水の供給	426
第7節 廃棄物処理対策	426
1 新長期計画の策定	426
2 産業廃棄物処理対策の推進	426
3 一般廃棄物処理対策の推進	427
4 最終処分場の確保	427
第8節 農林・水産・畜産公害対策	427
1 農林・水産・畜産公害対策の実施	427
2 農業用水及び土壤汚染対策の実施	427
第9節 自然環境保全対策	428
1 法律・条例に基づく規制等	428

2	自然環境保全対策の実施	428
第10節	環境保健対策	430
1	健康被害に関する調査研究の実施	430
2	保健所における公害関連業務の実施	430
3	公害健康被害補償法の施行等	430
第11節	中小企業に対する助成等	431
1	中小企業者に対する公害防止資金の融資	431
2	公害防止技術の相談・指導	431
3	公害防止技術者の養成	431
4	公害防止技術の研究開発等	432
5	中小企業における公害防止技術の研究に対する助成	432
第12節	公害に係る検査・分析業務体制の整備	432
第13節	その他の公害対策	432
1	市町村の公害防止行政に対する助成	432
2	公害に関する苦情・相談の処理	433
3	公害関係事犯取締りの実施	433
4	大阪府公害審査会の運営	433
5	公害モニター制度の運営	433
6	公害防止管理者等に係る業務の運営	434
7	公害防止に関する知識の普及	434
付録	昭和57年度公害関係当初予算（関連事業を含む。）一覧	435

第1章 基本的施策

第1節 公害防止と環境保全の基本計画等

1 環境総合計画・公害防止計画の策定及びその推進

府域における公害問題は全般的には改善の傾向が見られるようになったが、自動車等移動発生源による騒音、窒素酸化物による大気汚染、一部河川や大阪湾の水質汚濁などなお解決すべき課題が残されており、加えて社会経済情勢の変化、ゆとりやうるおいといったより高次の質の環境に対する府民のニーズの高まりがある。

これらに対応して、人間性豊かな環境を備えた定住魅力のある大阪を目指すため、環境問題を総合的な見地からとらえた新たなトータルプランが必要である。そのため府内関係各課で編成した「新環境計画プロジェクトチーム」により、試案として「大阪府環境総合計画概案(STEP21)」をとりまとめた。

この試案について、府民各界各層の意見を聞き、できるだけ早期に府としての環境に係る総合的・基本的な計画を策定し、環境の保全と創造に関する諸施策の一層の推進に努める。

また、国の基本方針のもとに、公害対策基本法に基づく大阪地域公害防止計画の策定を進める。

2 環境影響評価の制度化等

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発行為等については、環境汚染の未然防止をはかるため環境影響評価を実施することが必要と考えられる。

このため、昭和56年9月制度のあり方について公害対策審議会に諮問を行ったところであり、今後その答申を得て環境影響評価の制度化を図る。

また、その審査を行う場合に必要な汚染データの収集、解析、予測手法などの技術的事項について引き続き調査研究を進める。

3 公害防止条例等の整備

工場・事業場に対する規制等については、大阪府公害防止条例（昭和46年大阪府条例第1号）及び同施行規則（昭和46年大阪府規則第55号）等に基づいて積極的に推進しているところであるが、今後の効果的な公害行政の推進に資するため、環境関連法令等の動向に配慮しながら同条例等について必要に応じ改正を行い、その整備を図る。

第2節 土地利用の適正化に関する施策

1 工場の適正配置及び集団化の促進

公害を抜本的に解決するためには土地利用の適正化を図る必要があるが、特に工場と住宅の混在により発生する公害を防止するため、引き続き工場の適正配置及び集団化を促進する。

- (1) 公害防止事業団の資金を活用して共同公害防止施設、共同利用工場、工場移転用地、共同福利施設等の建設事業を促進する。
- (2) 市町村又はその開発公社が行う公害防止対策事業等の用地の先行取得に對して、所要資金の一部について融資あっせんする。
- (3) 中小企業の工場集団化により公害の解消に努めるため、財團法人大阪府中小企業団地開発協会による中小企業団地造成事業の促進を図る。

2 土地利用における公害防止の配慮

臨海部の造成地等における土地利用の決定に当たっては、公害防止の見地から最大限の配慮を行う。

二色の浜海水浴場の水質保全とその周辺河川及び大阪湾の汚濁防止並びに

貝塚市及び周辺地域の都市機能の向上と生活環境の改善を図るために、二色の浜環境整備事業を推進する。

3 土地利用調査の実施

府下各地域ごとの特性をは握し、都市発展の動向に的確に対応した合理的な都市計画を推進するため、土地利用の現況等の調査を行い、電子計算機処理システムの整備を進める。

第2章 公害防止の諸施策

第1節 大気汚染対策

1 法律・条例に基づく規制

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び大阪府公害防止条例並びに大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号。以下「上乗せ条例」という。）に基づき、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんその他の汚染物質の排出規制について関係工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

また、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく規制事務を円滑に進めるため、関係市町村に対する指導の徹底を図る。

2 大気汚染にかかる環境保全対策の推進

大気汚染物質の削減を図るため、窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質及び炭化水素について次の対策を推進する。

(1) 窒素酸化物対策の推進

関係工場、事業場に対して、排出基準の遵守徹底を図るとともに、大気汚染防止法に基づき窒素酸化物にかかる総量規制を実施し、総量規制基準の遵守徹底を図る。

また、二酸化窒素に関する環境基準の科学的根拠について理解を深めるために、「二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議」で引き続き検討を進める。

なお、窒素酸化物の削減に関する広範囲にわたる施策を総合的に検討す

るため「窒素酸化物削減対策会議」(仮称)を設置し、積極的に検討を進める。

(2) 硫黄酸化物対策の推進

関係工場、事業場に対して、排出基準、硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準による規制指導を継続し、その遵守徹底を図る。

(3) 浮遊粒子状物質対策の推進

関係工場、事業場に対して、ばいじん等の排出基準等の遵守徹底を図る。

(4) 炭化水素対策の推進

関係工場、事業場に対して、排出基準及び設備基準の遵守徹底を図るとともに、未規制発生源に対する実態調査を実施する。

3 大気汚染現況調査等の実施

大気汚染の現況及び汚染物質の発生源の動向を経年的には握るために、引き続き次の諸調査を実施する。

- (1) 地域別硫黄酸化物汚染状況調査(測定点は248地点、うち大阪市内50地点、堺市内19地点及び高石市内3地点は各市が実施)
- (2) 地域別降下ばいじん汚染状況調査(測定点は100地点)
- (3) 浮遊粉じん環境調査(測定点は浮遊粉じんについては9地点、うち大阪市内の3地点は大阪市が実施、浮遊粒子状物質については6地点)
- (4) 燃料使用状況調査(調査対象工場、事業場は約5,000、うち大阪市内分は大阪市が分担して実施)

4 光化学スモッグ対策の推進

光化学スモッグの発生原因を究明する等のため、前年度に引き続き次のように諸調査を実施するとともに、緊急時の対策を推進する。

- (1) 光化学スモッグの原因物質と考えられている窒素酸化物、炭化水素等について、排出ガス中の濃度等を調査することにより、発生源での排出実態

のは握に努める。

- (2) 光化学スモッグの発生を予測してその防止対策に資するため、常時監視による環境濃度の測定データ及び自動車排出ガス基礎調査資料を利用して発生機構の解明に努める。
- (3) 光化学スモッグ注意報等の発令時における緊急時措置として、関係工場に対する排出ガス量の削減等の要請及び自動車の運行自粛の呼びかけを行う。また、速やかに市町村等関係機関へ連絡を行うとともに、府民への周知徹底を図る。
- (4) 炭化水素類排出施設に対し、光化学スモッグ対策としての有効な規制方策について検討を続ける。

5 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施

大気の汚染状況の常時監視体制を整備充実するとともに、緊急時における情報の伝達を速やかに行うなど適切な措置を実施する。

(参考) 大気汚染測定網の整備状況

(昭和57年3月31日現在)

区 分	局 数	このうち府公害監視センターと テレメーターで直結している局数
硫黄酸化物測定局	97局	40局
浮遊粉じん測定局	101	41
一酸化炭素測定局	61	25
窒素酸化物測定局	102	34
オキシダント測定局	88	37

(注) 局数には府、市、町所管局及び大気汚染測定車を含む。

第2節 水質汚濁対策

1 法律・条例に基づく規制等

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）、大阪府公害防止条例及び上乗せ条例に基づき、関係工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

また、大阪府自然海浜保全地区条例（昭和56年大阪府条例第2号）に基づいて自然海浜保全地区の指定について検討を進める。

2 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の推進

水質汚濁防止法第4条の3の規定により策定した化学的酸素要求量（C O D）に係る総量削減計画（昭和55年3月内閣総理大臣承認。昭和55年大阪府告示第659号）の目標を達成するため、指定地域内事業場に対する総量規制基準の遵守指導による産業排水対策及び下水道の整備等による生活排水対策を推進することにより汚濁負荷量の削減を図る。

また、指定地域内事業場の設置者に対し、化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定・記録についての指導を行う。

3 大阪湾の富栄養化防止対策の実施

大阪湾における富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため、瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の3の規定による燐及びその化合物に係る削減指導方針（昭和55年大阪府告示第747号）に基づき、削減に必要な指導等を実施し、削減目標の達成に努める。

このため、産業排水対策として燐削減指導要領に基づく燐処理施設の導入、既設の処理施設の維持管理方法の改善等を指導するとともに、生活排水対策としては下水道及びし尿処理施設の整備等のほか、合成洗剤対策推進要綱に基づき洗剤使用の減量化、石けん等無燐洗剤の使用を推進目標として、必要

な啓発を行う。

4 下水道整備の推進

公共用水域の水質を保全するとともに、生活環境を改善するため、引き続いだ寝屋川、猪名川、安威川、淀川右岸、淀川左岸、大和川下流及び南大阪湾岸の各流域下水道の整備を行う。

また、市町村が実施する公共下水道事業に対し事業推進の指導を行い、下水道整備を促進する。

5 水質汚濁の常時監視

府下の主要河川及び大阪湾の水質の汚濁状況を常時監視するため、公共用水域の水質測定計画に基づき、93河川133測定地点並びに海域21測定地点において、河川管理者及び関係行政機関の協力を得て計画的に水質の監視、測定を行う。

また、総量規制基準が適用される一定規模以上の指定地域内事業場に設置される自動計測器及び河川の水質自動観測局のデータを集中監視する水質テレメーターシステムを計画的に拡充整備する。

(参考) 水質自動観測局の設置状況
(昭和57年3月31日現在)

観測局名	設置場所	設置年度
一津屋	淀川神崎川分岐点 (大阪市東淀川区南江口)	昭45
安威川	神崎川合流点直前 (大阪市東淀川区相川町)	" 54
寝屋川	寝屋川上流(大東市三箇)	" 55
第二寝屋川	長瀬川合流点直前 (大阪市城東区諏訪)	" 56

水質テレメーターシステム整備状況

(昭和57年3月31日現在)

中央監視局	副監視局	発生源測定局	環境水質測定局
公害室埠分室内	公害室水質課内	13	2

6 淀川環境モニタリング事業の実施

淀川流域の水辺環境にせい息する生物の実態を、府民自ら観察してもらうことにより、水環境保全の重要性について理解と認識を深めるとともに、観察結果をとりまとめ、生物指標により淀川流域の状況をは握し、水環境保全の推進に努める。

7 河川浄化事業の実施

河川の汚濁を防止するため、都市河川浄化事業として神崎川及び寝屋川等において汚でいのしゅんせつを行う。

8 河川の管理等

河川敷内への廃棄物の不法投棄を防止するため、河川パトロールに加えて、河川管理協力員制度を効果的に活用するとともに、防護柵の設置を推進する。また、河川へ流出した工場廃油処理のためのオイルフェンスを府土木事務所、治水事務所及び工営所に常備する。

なお、府民の河川愛護精神及び公徳心の高揚を図るため、河川愛護月間を設けて啓発活動を行う。

9 河川環境の整備

河川敷内に堆積または水面に浮遊するじんかいの清掃並びに雑草の刈取りを実施するほか、沈船の引揚げ等を行う。

10 港湾環境の整備

府営港湾の環境整備を図るため、港内に発生した廃油及びじんかいの処理を行うとともに、港湾の緑化を推進する。

第3節 騒音・振動対策

1 法律・条例に基づく規制

騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び大阪府公害防止条例に基づく騒音・振動に係る規制事務を円滑に進めるため、関係市町村に対する指導の強化、担当職員の技術研修の充実等により関係工場、事業場等に対する規制、指導の徹底を図る。

2 近隣騒音対策の推進

近隣騒音の防止に関して、府民・事業者に向けて、各種広報媒体により、啓発活動を行うとともに、カラオケ騒音の規制強化について検討を進める。

3 低周波空気振動調査の実施等

工場機械から発生する低周波空気振動の実態調査を行い、その対策の確立に必要な資料の整備を図る。

第4節 自動車公害対策

1 自動車排出ガス対策の推進

(1) 国における自動車排出ガス低減対策として、一連の規制強化が図られたが、その実効を期するため、自動車の使用者等に対し規制内容の周知徹底を図るとともに、自動車運行の自粛についての啓発、自動車排出ガスの検査等街頭指導を実施する。

また、国に対しては、発生源対策の強化と併せて全体交通量削減に関する抜本策の樹立を強く要請する。

- (2) 自動車排出ガスによる大気汚染の状況をより正確には握し、有効適切な対策の検討に資するため、沿道調査等による資料整備に努める。
- (3) 都市における交通公害等の各種障害に対処するため、都市総合交通規制を更に推進し、交通流の最適化、自動車交通総量の削減を図る。
- (4) 広域制御地域の拡大、信号機の系統化等、交通管制機能の高度化により、自動車の走行状態の改善を図る。
- (5) 一酸化炭素、炭化水素等自動車排出ガスに係る整備不良車両の指導取締りを推進する。
- (6) 無公害車である電気自動車について、関係機関と提携して使用可能分野への普及促進に努める。

2 自動車騒音・道路交通振動対策の推進

- (1) 走行状態の改善を図るため、幹線道路については車線走行及び適正速度走行のための交通規制並びに交通安全施設の整備を図る。また、住区道路については一方通行、大型車通行禁止等の交通規制を総合的に組み合わせた生活ゾーン規制の充実強化を図る。
- (2) 自動車騒音・道路交通振動の増大に影響が認められる速度超過、整備不良・過積載車両等の指導取締りを強化する。
- (3) 自動車騒音・振動による障害を防止するため、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和55年法律第34号)に基づく沿道整備事業及び各道路管理者が行う防音壁の設置等の促進を図る。
- (4) 市町村、関係機関が行う自動車騒音・道路交通振動対策の円滑な実施を図るため、その連絡調整に当たる。

第5節 航 空 機 公 害 対 策

1 大阪国際空港航空機公害対策の推進

大阪国際空港の航空機公害対策として次の措置を講じる。

- (1) 大阪国際空港周辺整備計画に基づき、具体的な地区整備計画の早期成案化に努める。
- (2) 航空機騒音障害防止法に基づく第三種区域を中心とする騒音等激甚地区については、できる限り緑地帯として整備するとともに、緑地に隣接する地区については公園、緑道等の都市施設の設置により住環境の整備に努める。
- (3) 上記の整備手法については、現制度の改善等国、府、市三者で協議検討を行い早急に結論が得られるよう努める。
- (4) 移転跡地等を利用して地元市が行う公園等の周辺環境基盤施設整備事業に対し国と共に補助し、豊中市走井地区において都市緑化事業に着手する。
- (5) 関係市が設置する学習、集会等のための共同利用施設に対し、国と共にその建設費を補助する。
- (6) 航空機騒音防止対策として関係市が行う学校等の公害防止工事に対して、その負担を軽減するため市町村施設整備資金を活用して資金の貸付けを行う。
- (7) 大阪国際空港周辺整備機構による移転補償を受けて住宅等の移転を行う者が、それに要する資金を金融機関等から借り入れた場合に、その利子の一部を補給する。
- (8) 空港周辺地域の営業者に対し、移転及び経営改善の資金をあっせん融資し、その利子の一部を補給する。
- (9) 豊中市が実施する鼻出血医療対策事業に対して補助を行う。
- (10) 住宅の移転者に対して府営住宅及び府住宅供給公社住宅への優先入居を行う。

- (1) 航空機騒音の常時測定のほか、必要に応じて航空機騒音等の実態調査を実施する。

2 大阪国際空港周辺整備機構に対する助成

大阪国際空港周辺整備機構に対し、必要な職員を派遣し、執行体制の強化を図るとともに次の助成を行う。

- (1) 民家防音工事に対する補助
- (2) 共同住宅建設事業、代替地造成事業及び再開発整備事業に対する資金の貸付け

第6節 地盤沈下対策

1 法律・条例に基づく規制

工業用水法（昭和31年法律第146号）及び大阪府公害防止条例に基づく地下水の採取の規制を行うため、地下水採取の実態は握に努めるとともに、規制地域内の関係工場、事業場に対する規制、指導の徹底を図る。

特に、泉州地域については、引き続き地下水から工業用水道等への水源転換を図る。

2 地盤沈下状況の調査の実施

府下の地盤沈下の状況をは握するため、引き続き水準測量調査（観測点477点）を実施するとともに、観測井戸による地下水位及び地盤沈下の状況の観測を実施する。

また、地盤沈下の予測手法について調査を行う。

3 都市河川地盤沈下対策事業の実施

平野川分水路の下流端に排水機場を設けて内水の水位低下を図り、地盤沈

下地域の排水を良くするため、排水機場の建設事業を進めるとともに、古川の河川改修を進める。

4 工業用水の供給

北摂地域、東大阪地域及び泉州地域の地盤沈下対策として、地下水の代替水を確保するため、工業用水道による工業用水の安定供給に努める。

第7節 廃棄物処理対策

1 新長期計画の策定

産業廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図るため大阪府産業廃棄物処理計画（昭和49年7月）を策定しその推進に努めてきたが、80年代の経済・社会情勢の変化の上に立って、今年度を起点として、新たに産業廃棄物の排出の動向とその適正な処理に対応する長期計画を策定する。

2 産業廃棄物処理対策の推進

産業廃棄物の適正な処理を図るため、大阪府産業廃棄物処理計画に基づき、次のような対策を推進する。

(1) 堺第7-3区における産業廃棄物の広域処理対策事業については、財团法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として引き続き実施することとし、無害の汚でい等の廃棄物の受入れを行うとともに、昭和56年5月同地区に開設した大阪産業廃棄物中間処理センターで、廃油、有害汚でい等の受け入れを行う。

また、財團法人大阪産業廃棄物処理公社に対し、必要な技術的、財政的援助を行う。

(2) 産業廃棄物の適正な処理を図るため、事業者責任を基本とする関係法令の趣旨に沿って、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導、監視を強化

する。また、産業廃棄物の減量化を図るため調査、研究を進める。

3 一般廃棄物処理対策の推進

市町村が行う一般廃棄物の適正な処理を促進するため、廃棄物処理施設の整備等に対して技術的、財政的援助を行うほか、廃棄物減量化対策、廃棄物エネルギー有効利用対策等について府下市町村と共に「廃棄物減量化対策推進協議会(仮称)」を設置し、調査研究、啓発事業等を実施する。

4 最終処分場の確保

関係府県、府下市町村等と協力し、大阪湾広域臨海環境整備センターを事業主体として環境保全に十分留意しつつ「広域廃棄物埋立処分場整備計画(フェニックス計画)」の推進を図る。

第8節 農林・水産・畜産公害対策

1 農林・水産・畜産公害対策の実施

農林・水産及び畜産業関係の公害対策として、前年度に引き続き次のような調査研究及び事業を行う。

- (1) 大気汚染による農作物等の影響に関する調査研究
- (2) 残留農薬に関する調査研究
- (3) 漁場環境等に関する調査研究
- (4) 家畜ふん尿の処理技術に関する調査研究
- (5) 漁場環境の常時監視
- (6) 畜産経営環境保全対策事業

2 農業用水及び土壤汚染対策の実施

都市排水の増加により農作物被害が増加している区域の水源転換、水質淨

化、用排水分離水路の新設、改良を行うため、水質障害対策事業を推進する。

また、重金属による土壌及び農作物の汚染の実態調査及びその被害対策を引き続き実施する。

さらに、琵琶湖一淀川水系における農業排水は、近年の多肥栽培により不良化しているので、原因を究明するとともに、改善対策を検討する。

第9節 自然環境保全対策

1 法律・条例に基づく規制等

自然環境の保全を図るため、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）、大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）の規定に基づき、規制地域内において開発行為等を行う者に対する規制、指導を行う。

また、同条例の規定に基づき、自然環境の保全と回復の状況を把握し、必要な指導に当たらせるため、自然環境保全指導員制度等を強化する。

2 自然環境保全対策の実施

自然と緑のある生活環境を守るとともに、積極的に自然の回復に努めるため、次の諸施策を実施する。

- (1) 金剛山伏見峠地区を中心として自然公園施設の整備を行い、秩序ある利用の推進を図るとともに、明治の森・箕面及び金剛生駒の両国定公園並びに東海自然歩道等の管理事業を推進する。
- (2) 府政百年記念事業として金剛生駒国定公園区域内に造成した「府民の森」については、完成した5園地（約480ha）の適正な利用に努めるとともに、引き続き未完成園地の整備を行う。
- (3) 市街地の緑化を推進するため、植樹祭の開催や各種の緑化啓発行事を行

うとともに、緑化知識の普及や技術指導の拠点となる緑化センターの整備を進める。

- (4) 緑化を推進するにあたり、民間活力の導入を図るため、緑化基金創設の準備を進める。
- (5) 緑化樹の養成を行い、地域住民が協同して行う緑化及び公共施設の緑化に対して無償配付するとともに、施設緑化パイロット事業等を実施して施設緑化基準の達成に努める。
- (6) 森林資源の造成と緑地の保全を図るため、民有地に分収契約による地上権を設定し、造林事業を実施するとともに、契約期限の到来する森林で緑地保全上必要なものについては、引き続き借地制度に切り換えて森林の保全を図る。
- (7) 緑豊かな景観の造成と災害に強い街づくりを進め、快適な居住環境の形成に資するため、大都市近郊の森林のうち、緊急に整備を要する地域について、都市近郊林整備のための調査を実施する。
- (8) 土壤養分に乏しい不良成育林地を改良し、森林造成を行うほか、保安林整備計画により指定された保安林の一部で機能強化を図るため、水源林造事業等を実施する。
- (9) 第5次鳥獣保護事業計画（昭和57～61年度）に基づき、野生鳥獣の適正な保護管理を図るとともに、狩猟の適正化に努め、自然環境の保全を図る。
- (10) 水産資源の維持培養を図るため、高級魚介類の稚魚生産技術、品種の改良等の開発研究を行うとともに、稚魚の放流を実施する。

第10節 環 境 保 健 対 策

1 健康被害に関する調査研究の実施

環境汚染による健康への影響について、大阪府公害健康調査専門委員会議の助言を得て、次の調査研究を行う。

- (1) 大気汚染が人の健康に与えている影響の実態をは掻するため、引き続き複合大気汚染の健康影響に関する基礎医学的及び疫学的調査研究を実施する。
- (2) 工場等から排出される汚染質による局地的な環境汚染問題について、工場等の周辺住民の健康調査等を実施する。
- (3) 光化学スモッグによる健康被害の実態をは掻するため、必要に応じて緊急調査班を編成して現地調査を行う。
- (4) 食品中の微量有害物質等の汚染分布状況調査を実施する。
- (5) 環境汚染による健康被害の予防及び治療並びに調査研究体制の組織一元化を図るため、引き続き調査検討を進める。

2 保健所における公害関連業務の実施

公衆衛生の立場から公害に係る苦情相談、地域の特性に応じた環境汚染による人体影響に関する各種の調査、衛生教育等を実施する。

3 公害健康被害補償法の施行等

公害健康被害者の公正、迅速な保護を図ることを目的とする公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）に基づき、大阪市、豊中市南部、堺市西北部、吹田市南部、守口市、東大阪市の一部及び八尾市の一部がその適用地域に指定されているが、同法による指定疾病患者が死亡した場合、関係市と共にその遺族に対し見舞金を支給する。

第11節 中小企業に対する助成等

1 中小企業者に対する公害防止資金の融資

(1) 中小企業における公害防止施設の設置・改善、工場移転等を促進するため、引き続き中小企業公害防止資金特別融資制度の積極的な運用に努める。

融資目標額 19億6千万円

融資限度額 原則として2,500万円(工業専用地域等への工場移転及び事業協同組合等に対しては5,000万円)ただし、無担保融資600万円

融資期間 7年以内

(2) 中小企業者が共同して行う共同公害防止事業に対し、中小企業事業団法(昭和55年法律第53号)による中小企業高度化資金を活用して資金貸付けを行う。

(3) 中小企業設備近代化資金貸付けのうち、公害防止設備に係る貸付けについては、一定期間いつでも申込みができるよう便宜を図るほか、優先的に貸付けを行う。

(4) 中小企業設備貸与事業等の運用により、中小企業者に対する公害防止設備の貸与等を積極的に進める。

2 公害防止技術の相談・指導

工業技術研究所及び繊維技術研究所において、公害防止技術についての相談・指導を行うほか、公害発生のおそれがある企業又は公害防止の技術指導を必要とする企業に対し、巡回技術指導を実施する。

3 公害防止技術者の養成

中小企業における公害防止体制の強化を図るために、各種の技術者研修を実施する。

4 公害防止技術の研究開発等

公害防止技術の開発、汚染状況のは握等を目的として、工業技術研究所、放射線中央研究所などにおいて、次のような調査研究を行うとともに、現在までの調査研究について、その成果の普及に努める。

- (1) 化学メッキにおける廃水・廃浴処理と有価物回収
- (2) 有機性廃棄物のメタン発酵による高効率処理の研究
- (3) 水性焼入剤の開発
- (4) プラスチック材料の低発煙化に関する研究
- (5) 放射線利用による環境汚染に関する研究

5 中小企業における公害防止技術の研究に対する助成

中小企業の実情に即した公害防止対策を推進するため、財団法人関西産業公害防止センターが行う公害防止技術の研究事業に対し、引き続き助成措置を講じる。

第12節 公害に係る検査・分析業務体制の整備

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動に関する公害試料の分析業務の充実を図るために、引き続き検査分析機器の整備と分析技術の向上に努めるとともに、市町村が行う検査分析業務に関する技術指導を行う。

第13節 その他の公害対策

1 市町村の公害防止行政に対する助成

- (1) 公害防止事務費交付金の交付

大阪府公害防止条例に基づく事務を委任している市町村に対し、引き続き交付金を交付する。

(2) 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）及び公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）に基づく、国の助成に係る学校等の公害防止事業を行う市町村に対して、市町村施設整備資金貸付金を貸付ける。

2 公害に関する苦情・相談の処理

公害に関する苦情・相談については、公害室各課、府の各保健所、府警察本部及び警察署並びに市町村公害担当部課が相互に密接な連携を保ちながら、その迅速かつ適切な処理に努める。

また、電波受信障害については、府営住宅の建設等による電波受信障害に対処するため共同アンテナの設置を行うほか、電波受信障害対策に関する制度の確立を国に働きかける等、必要な措置を講じる。

3 公害関係事犯取締りの実施

関係行政機関との連携を密にしながら、府民の健康を害し、また日常生活に直接被害を与える悪質又は重要と認められる公害関係事犯を対象に、重点的な取り締りを積極的に推進する。

4 大阪府公害審査会の運営

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づいて設置された大阪府公害審査会において、その紛争事案の処理に努めているが、引き続き継続中の調停の事案の手続を進めるとともに、新たに調停等の申請があった場合にはその事案の適正な処理に努める。

5 公害モニター制度の運営

公害モニターから、公害行政について意見の提出及び公害発生状況等に關

する報告を求め、公害行政の推進に活用するとともに、研修会等を実施して、モニター活動の円滑化を図る。

6 公害防止管理者等に係る業務の運営

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、特定事業者に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等が適正に行われるよう指導する。

7 公害防止に関する知識の普及

府民及び事業者に対し、公害に関する知識の普及を図るため、引き続き公害白書の刊行及び公害防止に関する各種啓発パンフレット等の資料の発行、環境月間の設定に伴う諸行事の実施等の措置を講じる。

また、府民が自ら環境利用する際の判断資料とし、あるいは環境影響評価に際しての資料として活用できる公害等に関する情報を提供する方途を検討する。

付録 昭和57年度公害関係当初予算(関連事業を含む)一覧

(1) 部 別

(単位:千円)

部 名	57 年 度 (当 初)	56 年 度 (当 初)	増 減
総 務 部	500,000	500,000	0
企 画 部	14,690	14,690	0
生 活 環 境 部	4,756,900	4,905,500	△ 148,600
衛 生 部	35,127	34,946	181
商 工 部	621,023	589,417	31,606
農 林 部	1,936,755	1,990,495	△ 53,740
土 木 部	50,866,641	56,740,492	△ 5,873,851
建 築 部	50,000	50,000	0
水 道 部	4,974,039	4,647,312	326,727
公 安 委 員 会	1,079,506	1,180,574	△ 101,068
教 育 委 員 会	112,183	79,096	33,087
企 業 局	5,100,000	3,100,000	2,000,000
合 計	70,046,864	73,832,522	△ 3,785,658

(2) 種 目 別

(単位：千円)

区分	事 業 名	57 年 度	56 年 度	増 減	摘要
大 氣 汚 染 対 策	大気汚染実施計画 推 進 費	5,553	10,553	△ 5,000	大気汚染物質削減計画実施費
	大気汚染防止規制指導費	22,537	13,037	9,500	大気汚染防止規制指導費 17,987 窒素酸化物総量規制推進事業費 3,440 悪臭防止規制指導費 1,110
	ごみ焼却場公害防止装置運営管理費等補助金	383,451	396,064	△ 12,613	施設整備費補助金 52,341 運営管理費補助金 303,110 排出塩処理費補助金 28,000
	自動車公害対策費	9,830	11,370	△ 1,540	自動車排出ガス対策推進費 自動車排出ガス減少装置触媒取替費
	舗装新設費	425,500	787,000	△ 361,500	未舗装道路の舗装
	道路改良費	500,000	300,000	200,000	道路の立体交差化
	交通安全施設等整備費	1,276,851	1,400,269	△ 123,418	交差点改良費 86,050 横断歩道橋整備費 139,000 交通管制センター拡充強化費 220,977 地域制御区域拡大費 689,294 信号機の系統化事業費 141,530
	(特別会計) 学校等公害防止施設整備事業費	40,000	40,000	0	大気汚染防止施設整備資金 貸付金
	小 計	2,663,722	2,958,293	△ 294,571	

区分	事業名	57年度	56年度	増減	摘要
水質汚濁対策	合成洗剤対策推進事業費	5,432	5,432	0	合成洗剤対策推進費
	一般廃棄物処理施設改造費補助金	110,000	110,000	0	し尿処理施設等整備費補助金
	水質汚濁防止規制指導費	21,335	22,740	△ 1,405	水質汚濁防止法等施行費
漁業公害対策費	漁業公害対策費	12,613	11,549	1,064	漁場障害物除去事業費 漁場油濁被害救済基金負担金
	下水道整備費	36,504,000	42,887,000	△ 6,383,000	流域下水道事業費 35,456,000 公共下水道補助金 1,048,000
都市河川浄化費	404,000	650,000	△ 246,000		河川の浚渫
船舶廃油処理場維持費	99,481	94,704	4,777		船舶廃油処理施設等の維持管理
公害取締対策費	2,152	2,052	100		水質検査委託料
小計	37,159,013	43,783,477	△ 6,624,464		

区分	事業名	57年 度	56年 度	増 減	摘要
騒音	大阪国際空港周辺対策費	304,602	242,175	62,427	都市緑化事業費 60,000 営業者あつ旋融資 資金貸付金等 36,674 住宅等移転資金利子補給金 40,104 共同利用施設建設費補助金 94,000 環境基盤施設整備費補助金 71,400
振動	大阪国際空港周辺整備機構助成費	220,806	323,806	△103,000	事業資金貸付金 51,000 民家防音工事費補助金 169,400
運動	騒音・振動規制指導費	1,847	1,672	175	騒音防止法等施行費
対策	舗装道改修費	1,802,800	1,676,000	126,800	舗装悪化箇所の補修
	公営住宅騒音対策費	39,900	39,900	0	
	航空機騒音防止校舎管理費	69,783	69,783	0	航空機騒音防止校舎 冷暖房費
対策	(特別会計) 学校等公害防止施設整備事業費	460,000	460,000	0	航空機騒音防止施設整備 資金貸付金 365,000 自動車騒音防止施設整備資 金貸付金 95,000
	小 計	2,899,738	2,813,336	86,402	

区分	事業名	57年度	56年度	増減	摘要
地盤沈下対策	地盤沈下規制指導導費	1,857	1,862	△ 5	工業用水法等施行費
	都市河川地盤沈下対策費	2,875,000	2,850,000	25,000	排水施設の設置により河川の水位をさげる
	(特別会計)地盤沈下対策事業費	4,974,039	4,647,312	326,727	工業用水道事業費
	小計	7,850,896	7,499,174	351,722	
土壤汚染対策	農用地土壤汚染対策費	410,300	353,060	57,240	水質障害対策事業費
	小計	410,300	353,060	57,240	
廃棄物対策	一般廃棄物処理指導監督費	5,632	5,382	250	市町村指導監督費
	産業廃棄物処理指導監督費	43,061	43,144	△ 83	処理業者指導監督費等 廃棄物検査分析費等
	産業廃棄物中間処理事業促進費	231,556	201,000	30,556	産業廃棄物中間処理事業費 補助金
	道路環境整備費	547,450	375,650	171,800	道路敷におけるゴミ等の不法投棄防止
	公害取締対策費	300	421	△ 121	産業廃棄物検査委託料
	広域廃棄物埋立処分場整備促進費	71,375	0	71,375	大阪湾広域臨海環境整備センター調査事業費負担金
	小計	899,374	625,597	273,777	

区分	事業名	57年度	56年度	増減	摘要
新種公害対策	電波障害防止対策費	52,500	10,100	42,400	共同アンテナ設置費 岬高等学校電波障害対策事業共同アンテナ設置費 42,400
	小計	52,500	10,100	42,400	
調査研究	公害基本対策費	24,764	19,597	5,167	公害行政総合調整費
	公害モニタ一運営費	3,180	3,180	0	モニター 100人
	公害紛争処理費	2,774	2,280	494	公害審査会運営費
	公害防止計画進行管理費	2,840	2,840	0	
	環境の保全と創造にかかる長期計画推進費	7,500	7,000	500	
	窒素酸化物に関する調査研究費	2,500	2,500	0	動物実験等
	光化学スモッグ対策費	4,554	4,550	4	発生源工場等実態調査費等 光化学スモッグ人体影響調査費
	中小固定発生源向きC重油燃焼方法調査費	0	7,000	△ 7,000	
	航空機公害実態調査費	4,484	4,321	163	航空機騒音調査費
	自動車公害対策調査費	6,500	4,072	2,428	自動車排出ガス量原単位調査等
	騒音・振動調査対策費	2,000	3,910	△ 1,910	低周波空気振動調査費
	環境影響評価審査事業費	29,000	1,000	28,000	環境アセスメント制度化事業

区分	事業名	57年度	56年度	増減	摘要
調査	大気・水質調査研究費	4,290	4,290	0	
	公害現況等調査費	11,074	13,487	△ 2,413	地域別いおう酸化物汚染状況調査費 5,680 燃料使用量調査費 1,344 地域別降下ばいじん調査費 2,790 浮遊粉じん環境調査費 1,260
	廃棄物処理調査研究費	3,000	2,910	90	産業廃棄物処理計画推進費等
研究	放射線利用環境汚染研究費	14,690	14,690	0	放射線利用による元素分析方法の研究
	公害人体影響調査費	14,458	14,332	126	大気汚染人体影響調査費 3,144 大気汚染による住民健康調査費 8,463 生活環境汚染影響調査費 2,851
研究	食品安全対策事業費	15,922	15,871	51	主要食品中の有害農薬、重金属等検査費
	公害衛生研究費	1,333	1,333	0	公衆衛生研究所 公害衛生研究費
	公害保健調査研究体制整備費	530	530	0	環境保健体制整備調査事業費
	公害対策指導研究費	6,536	6,536	0	有機性廃棄物のメタン発酵による高効率処理の研究等
研究	漁業公害研究費	13,588	13,406	182	漁場環境調査費 汚水魚試験調査
	農作物公害研究費	16,546	14,573	1,973	農作物に関する公害試験研究費
	畜産公害研究費	5,133	5,133	0	畜産環境保全対策試験

区分	事業名	57年度	56年度	増減	摘要
調査	土地利用調査費	10,830	10,830	0	
	総合都市交通体系調査費	102,600	99,000	3,600	総合的な交通計画策定に関する調査
	交通公害対策費	10,010	10,010	0	交通量調査費
	学校公害実態調査費	0	9,197	△ 9,197	
	悪臭発生源対策調査費	2,500	0	2,500	防・脱臭総合処理システム開発調査費補助金
	大気汚染物質発生量原単位調査費	3,000	0	3,000	
	ごみ焼却場の大気汚染物質防止対策費	3,000	0	3,000	燃焼方法の改善によるNOx発生抑制実証テスト
	地域公害防止計画策定費	6,000	0	6,000	
	廃棄物減量化対策推進事業費	4,000	0	4,000	再生利用等資源化可能性調査費等
	瀬戸内海栄養塩類削減対策費	2,092	0	2,092	リン・窒素等富栄養化物質調査
研究	発生負荷量管理等調査費	1,694	0	1,694	COD排出量調査
	公害防除技術研究費	1,033	0	1,033	泡による染色技術に関する研究 タオルの一浴漂白染色の研究
	小計	343,955	298,378	45,577	300 733

区分	事 業 名	57 年 度	56 年 度	増 減	摘 要
監 視	公害防止条例委任事務費	87,615	84,555	3,060	市町村交付金等
	埠分室運営費	29,946	31,499	△ 1,553	検査分析費等
	大気汚染測定期局整備費	100,208	43,750	56,458	測定機器等整備費
	公害監視センター運営費	438,128	399,373	38,755	管理運営費等 100,130 検査分析機器等整備費 37,740 大気汚染常時監視費 125,595 大気、水質、騒音、振動、 検査業務費 34,528 水質汚濁常時監視費 43,400 公害情報管理費 96,735
	水質汚濁常時監視施設整備費	71,360	186,467	△ 115,107	テレメーター監視システム 整備費
	公共用水域常時監視費	127,840	122,663	5,177	河川・海域水質常時監視費
	地盤沈下規制指導費	50,030	41,932	8,098	地盤沈下観測費 水準点測量費
	苦情相談処理費	3,950	3,950	0	大気、水質、特殊公害苦情 相談処理費
	航空機騒音対策費	5,210	5,153	57	航空機騒音常時監視費
	漁業公害監視費	2,800	2,800	0	漁業公害調査指導事業
測 定	公害取締対策費	12,024	9,603	2,421	公害関係事犯探証機器 整備費
	淀川環境モニタリング事業費	5,000	0	5,000	淀川流域の水辺環境 観察等
	小計	934,111	931,745	2,366	

区分	事業名	57年度	56年度	増減	摘要
公害保健対策	公害健康被害対策費	24,910	13,410	11,500	公害病認定患者死亡見舞金等
	保健所公害業務費	2,300	2,300	0	公害担当職員活動費
	光化学スモッグ対策費	0	116	△ 116	酸素吸入器設置費
	小計	27,210	15,826	11,384	
中小企業対策	中小企業公害防止資金特別融資促進費	2,321,771	2,527,939	△ 206,168	融資目標 19億6千万円 貸付利率 年 7.5% 貸付期間 7年 利子補給 小企業 6.5% 中企業 5.5%
	公害防止技術向上対策費	3,462	3,486	△ 24	公害防止技術者養成事業費 2,566 公害防止巡回技術指導費 896
	(財)関西産業公害防止センター補助金	1,000	1,000	0	産業廃棄物中の新規制物質の含有量試験における調査研究
	(特別会計)公害防止資金貸付金	75,000	130,000	△ 55,000	設備近代化資金
	(特別会計)公害防止設備貸与事業	37,500	30,000	7,500	設備貸与事業のうち
	環境計量器登録事務	6,097	0	6,097	環境計量証明事業登録事務 115 環境計量器検査事務 5,982
	小計	2,444,830	2,692,425	△ 247,595	

区分	事 業 名	57 年 度	56 年 度	増 減	摘要
関連 都 市 施 設 等 整 備	工場立地指導費	3,395	3,395	0	
	花と緑の運動 推進事業費	13,915	13,275	640	花木等の植樹推進費 推進啓発費
	公園緑地整備費	5,939,235	5,131,350	807,885	都市公園の整備、緑化事業、 淀川河川敷公園
	緑道整備費	120,000	104,500	15,500	
	河川環境整備費	431,260	391,929	39,331	河川の塵芥処理
	港湾環境整備費	231,550	207,963	23,587	港湾の緑化事業等の 環境整備
	二色の浜環境整備 関連公共事業費	573,000	907,000	△ 334,000	
	(特別会計) 阪南(二色の浜) 土地造成事業費	5,100,000	3,100,000	2,000,000	
	小 計	12,412,355	9,859,412	2,552,943	
自然 ・ 環 境 保 護	府民の森整備費	467,440	464,135	3,305	
	環境緑化推進費	268,717	253,287	15,430	
	鳥獣保護事業費	32,246	21,048	11,198	
	栽培漁業推進費	61,737	38,051	23,686	
	内水面増殖費	5,570	5,570	0	
	府沿林整備事業費	151,066	162,097	△ 11,031	
	特殊林地改良事業費	55,776	59,298	△ 3,522	
	水源林造成事業費	55,776	65,887	△ 10,111	
	自然環境保全費	161,153	147,901	13,252	
	小 計	1,259,481	1,217,274	42,207	

区分	事業名	57年 度	56年 度	増 減	摘要
民間企業団体実施事業	中小企業集団化事業貸付金	487,000	415,000	72,000	中小企業団地開発協会貸付金等
	畜産経営環境保全費	35,200	207,244	△ 172,044	
	森林造成事業費	167,179	152,181	14,998	
	小計	689,379	774,425	△ 85,046	
	合計	70,046,864	73,832,522	△ 3,785,658	